

有利息型 後見制度支援預金

平成31年1月4日現在

1. 商品名 (愛称)	・有利息型「後見制度支援預金」
2. 販売対象	・家庭裁判所が口座開設にかかる「指示書」を交付した 成年後見人・未成年後見人
3. 期 間	・期間の定めはありません。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座取引店の窓口のみ お取扱いします。 ・随時払戻しができますが、家庭裁判所の「指示書」に記載された内容に限ります。 ① 出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に「指示書」が交付されます。 ② 定期交付金…定額自動振込により、指定された間隔および指定された金額を、「後見支援預金口座から成年後見人が日常管理している口座（生活資金等）へ定期的に交付する必要がある」と、家庭裁判所が認めた際に「指示書」が交付されます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用します。） ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上に、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用はできません。） ※西暦2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・管理手数料はかかりません。 ・振込に際しての為替手数料については当金庫所定の手数料がかかります。 （詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の取扱いはできません。 ・「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧表 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へ照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8丁目9-14 電話：06-6775-6594 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・本商品は、成年後見人・未成年後見人のみの取扱いで、「保佐人」「補助人」「任意後見人」では取扱できません。 ・出金に関するお取引の都度、家庭裁判所が発行する「指示書」の提出が必要になります。 なお、家庭裁判所が発行する「指示書」には新規口座開設、出金、定期交付金、解約の4種類があります（入金の場合は家庭裁判所が発行する「指示書」の提出は不要です。）。 ・インターネットバンキング、公共料金等の自動引落はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。